

仕 様 書

1 件名

靴類の購入

2 納入・履行期限

納入の準備が整った物品から順次納入するものとし、すべての物品を令和8年3月31日までに納入すること。

3 納入・履行場所

所属別に分けた上で納入するものとし、詳細は別添のとおりとする。

4 支払方法

業務完了払

5 発注数量

別添のとおり

6 概要規格等

別添のとおり

7 その他

(1) 発注サイズの決定

発注する物品のサイズについては、担当者に各サイズのサンプル商品等を提出しサイズ合わせの期間を設けた後に各人により決定するものとする。

(2) この仕様書の細部について疑義が生じた場合は、担当者と協議して指示を受けるものとする。

(3) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び別記外部委託における情報セキュリティ遵守事項を遵守すること。また、業務上知り得た事項を漏らしてはならない。

(4) 不当要求等に関し、次の事項を遵守すること。

ア 受注者及び受注者の下請業者が、不当要求行為を受けた場合又は不当要求行為による被害を受けた場合若しくは被害が発生するおそれがある場合は、組合管理者に報告するとともに、所轄の警察署に通報すること。

イ 受注者は、組合及び所轄の警察署と協力し、不当要求行為の排除対策を講じること。

8 同等品規格確認票

仕様書記載規格の同等品以上で積算する場合は、入札前に草加八潮消防組合総務課の担当者にカタログ等を提示して必ず説明を行い、同等品規格確認票に確認印を得た上で入札に臨むこと。

9 問い合わせ先 草加八潮消防組合 草加八潮消防局総務課職員係 越路
電話 048-924-2112 内線 (50) 222

納入・履行場所

1 所属別納入・履行場所一覧

所 属	納入・履行場所
消防局企画課	草加消防署
消防局総務課	草加消防署
消防局予防課	八潮消防署
消防局警防課	草加消防署
消防局情報指令課	八潮消防署
草加消防署管理課	草加消防署
草加消防署消防第 1 課	草加消防署
草加消防署消防第 2 課	草加消防署
草加消防署西分署	草加消防署西分署
草加消防署青柳分署	草加消防署青柳分署
草加消防署北分署	草加消防署北分署
草加消防署谷塚ステーション	草加消防署谷塚ステーション
八潮消防署管理課	八潮消防署
八潮消防署消防第 1 課	八潮消防署
八潮消防署消防第 2 課	八潮消防署

2 各納入・履行場所詳細

- (1) 草加消防署
草加市神明二丁目 2 番 2 号
- (2) 草加消防署西分署
草加市西町 1 0 8 番地 2
- (3) 草加消防署青柳分署
草加市青柳六丁目 2 3 番 6 号
- (4) 草加消防署北分署
草加市清門二丁目 1 番地 4 3
- (5) 草加消防署谷塚ステーション
草加市谷塚町 5 2 5 番地 2
- (6) 八潮消防署
八潮市大字鶴ヶ曽根 1 1 8 5 番地

発注数

(靴類)

品名	発注数
短靴(男性用)	91
短靴(女性用モカボンドスリッポン)	12
短靴(救急隊用)	16
編上靴	25

短靴（男性用）

仕 様 書

草加八潮消防局

仕 様

1 概要

この短靴は、滑り止め性能を有するスリッポン式とし、また人体（作業者）の静電気帯電による爆発のおそれのある災害現場において、これを防止する静電気帯電防止性能を有するものとする。

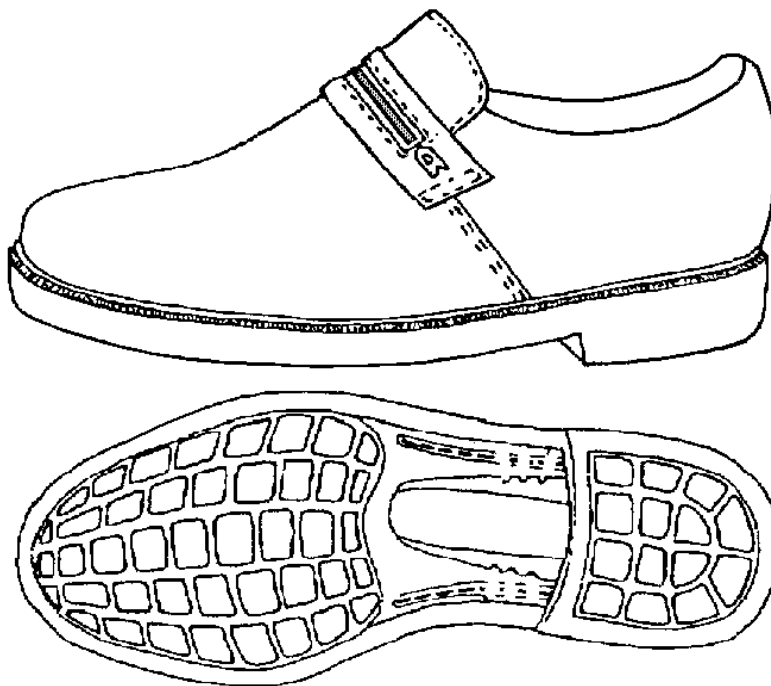
2 短靴形式

形状及び静電気防止性能等は、ミドリ安全（株）製MG1320N静電（又は同色・同質品以上とする。）とし、外観は概要図のとおりとする。

3 材料

区 分	使 用 材 料	
先 革	牛クロムなめし革（同品質以上）	黒
腰 内 革	〃	〃
腰 跳 革	〃	〃
べ 口 革	〃	〃
履 口 革	〃	〃
中 物	導電スポンジ	
表 底	発泡ポリウレタン（静電配合）	

概要図



短靴（女性用モカボンドスリッポン）
仕 様 書

草加八潮消防局

仕 様

1 概 要

この短靴は、滑り止め性能を有するモカボンド付スリッポン式とする。

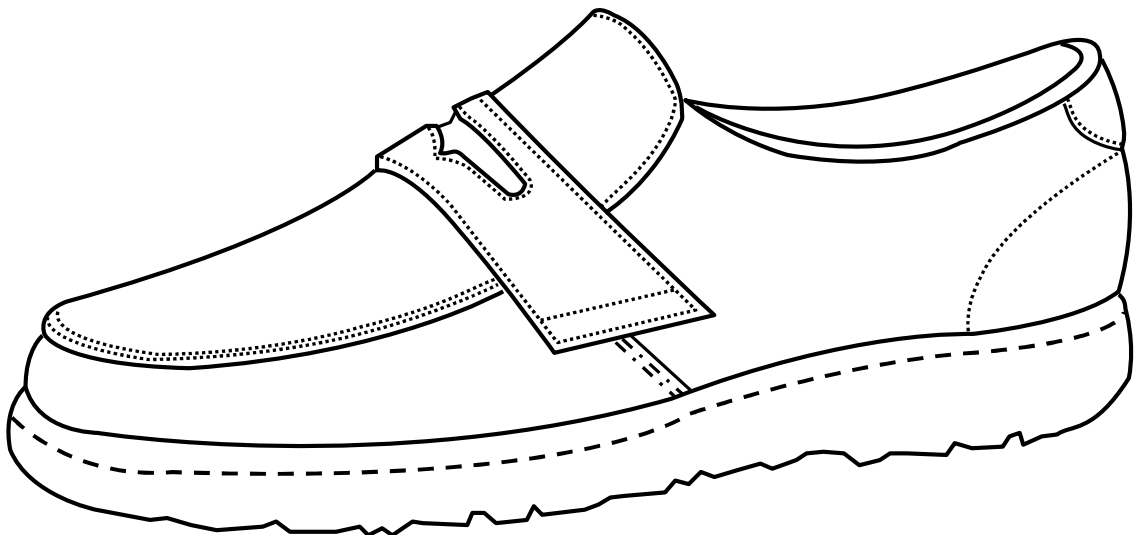
2 短靴型式

形状等は、ミドリ安全（株）製H - 2 3 0 Dブラック（同色・同等品以上とする。）とし、外観は概要図のとおりとする。

3 材 料

区 分	使 用 材 料
先 革	人工皮革（同品質以上）
モ カ 革	〃
腰 革	〃
ベ ロ 革	〃
バ ン ド 革	〃
甲 縫 糸	合成繊維糸（同品質以上）
表 底	耐油性合成ゴム
履口クッション	ウレタンスポンジ

概要図



短靴（救急隊用）

仕 様 書

草加八潮消防局

1 概要

本仕様書は、草加八潮消防組合において購入する、救急隊員向けの静電安全靴について必要事項を定める。

緊急時の靴の脱ぎ履きがしやすい構造で、着用者の足の保護と人体の静電気帯電が原因となって発生する災害及び障害を防止する目的で使用する静電気帯電防止性能を有する救急隊向け安全靴（以下「靴」という）について規定する。

2 製法及び種類

靴の製法は、直接加硫圧着式製法とし、靴の種類は、JIS T 8103（静電気帯電防止靴）に規定する特種静電安全靴：環境区分1・革製普通作業用（EDX-P/C1/革製/S）とし、付加的性能として、かかと部の衝撃エネルギー吸収性（E）及び耐滑性（F）を有するものとする。

3 形式

靴の形式は、スリッポンタイプ短靴とする。

4 各部の名称及び主要材料

各部の名称は、表－4、図－1による。

主要材料は、以下による。

4.1 甲被

甲被は、厚さが均等で、傷などの欠点がなく、クロムなめし法により製造し、JIS T 8101：2006（安全靴）の革の試験方法によって試験したとき、表－1に適合する牛クロム型押し革を用いる。

表－1

項 目		規 格
銀面割れ	高さ m m	6 . 0 以上
	荷重 N	1 5 0 以上
クロム含有量 %		3 ～ 5 . 5

4.2 表底

表底（アウトソール）は、滑り止め効果のある形状を有し、JIS T 8101：2006 の表底の試験方法によって試験したとき、表－2 に適合する合成ゴムを用いる。

表－2

項 目			規 格
引張試験	引張強さ	M P a	1 4 以上
	伸び	%	3 0 0 以上
引裂試験	引裂強さ	N / m m	3 5 以上
老化試験	引張強さの変化	%	－ 1 5 ～＋ 1 5
浸せき試験	体積変化率	%	1 2 以下

4.3 甲縫糸

甲縫糸は、太さ及びより方が均等で、使用目的に適合した合成繊維糸を用いる。

4.4 先しん

先しんは、表面をすべて平滑に仕上げ、へり及び角に丸みをつけた強化樹脂製のものを用いる。

4.5 中底

中底は、導電性を有し、柔軟性及び吸湿性のある合成材を用いる。

5. 構造

靴は、人体に帯電する静電気を靴底から漏洩させる構造で、つま先部に強化樹脂製先しんを装着し、アキレス腱保護のため、履き口部にクッションを取り付けたもので、表底は熱に強くクッション性に優れた合成ゴム2層底（発泡ゴムと無発泡ゴムの2層構造）で、底意匠は耐滑性、屈撓性、泥詰まり防止を加味したものとする。

6. 完成品の性能

6.1 耐衝撃性及び耐圧迫性

靴の耐衝撃性及び耐圧迫性は、JIS T 8101：2006 の衝撃試験方法及び圧迫試験方法によって試験したとき、表－3 に適合すること。

6.2 表底のはく離抵抗

靴の表底のはく離抵抗は、JIS T 8101 の表底のはく離試験方法によって試験したとき、表－3 に適合すること。

6.3 かかと部の衝撃エネルギー吸収性

靴のかかと部の衝撃エネルギー吸収性は、JIS T 8101 のかかと部の衝撃エネルギー吸収性試験方法によって試験したとき、表－3 に適合すること。

6.4 耐滑性

靴の耐滑性は、JIS T 8101 の耐滑性試験方法によって試験したとき、表－3 に

適合すること。

6.5 帯電防止性能

靴の帯電防止性能は、JIS T 8103 : 2010 の9. 1 によって試験したとき、測定値では1 5 秒値と1 分値の両方で、靴1 個当たりの電気抵抗（R）が表－4 に適合すること。

また、JIS T 8103 : 1983 の第2 試験方法によって試験したとき、靴1 個当たりの電気抵抗（R）が表－3 に適合すること。

表－3

項 目	規 格														
耐衝撃性及び耐圧迫性 (試験条件：S 種)	<table><tr><th>サイズ(足長)すき間(mm)</th><th>サイズ(足長)すき間(mm)</th></tr><tr><td>2 3 以下</td><td>1 2 . 5 以上</td></tr><tr><td>2 3 . 5 ～2 4 . 5</td><td>1 3 . 0 以上</td></tr><tr><td>2 5 ～2 5 . 5</td><td>1 3 . 5 以上</td></tr><tr><td>2 6 ～2 7</td><td>1 4 . 0 以上</td></tr><tr><td>2 7 . 5 ～2 8 . 5</td><td>1 4 . 5 以上</td></tr><tr><td>2 9 以上</td><td>1 5 . 0 以上</td></tr></table>	サイズ(足長)すき間(mm)	サイズ(足長)すき間(mm)	2 3 以下	1 2 . 5 以上	2 3 . 5 ～2 4 . 5	1 3 . 0 以上	2 5 ～2 5 . 5	1 3 . 5 以上	2 6 ～2 7	1 4 . 0 以上	2 7 . 5 ～2 8 . 5	1 4 . 5 以上	2 9 以上	1 5 . 0 以上
サイズ(足長)すき間(mm)	サイズ(足長)すき間(mm)														
2 3 以下	1 2 . 5 以上														
2 3 . 5 ～2 4 . 5	1 3 . 0 以上														
2 5 ～2 5 . 5	1 3 . 5 以上														
2 6 ～2 7	1 4 . 0 以上														
2 7 . 5 ～2 8 . 5	1 4 . 5 以上														
2 9 以上	1 5 . 0 以上														
※ すき間… 中底と先しんとのすき間															
表底のはく離抵抗	3 0 0 N 以上														
かかと部の衝撃エネルギー 吸収性	吸収エネルギーが2 0 J 以上														
耐滑性	靴底の動摩擦係数が0 . 2 0 以上														
帯電防止性能	JIS T 8103 : 2010 の9. 1 によって試験したとき、 靴1 個当たりの電気抵抗（R）が、 測定温度 $23 \pm 2^{\circ}\text{C}$ 、相対湿度 $12 \pm 3\%$ （環境区分1：C1）において、 $1.0 \times 10^5 \leq R \leq 1.0 \times 10^7$ （ Ω ）（ $0.1 \leq R \leq 10\text{MQ}$ ） 測定温度 $0 + 2^{\circ}\text{C}$ 、相対湿度を定めないにおいて、 $1.0 \times 10^5 \leq R \leq 1.0 \times 10^8$ （ Ω ）（ $0.1 \leq R \leq 100\text{MQ}$ ）														
	JIS T 8103 : 1983 の第2 試験方法によって試験した とき、靴1 個当たりの電気抵抗（R）が、 $1.0 \times 10^5 < R < 1.0 \times 10^8$ （ Ω ）（ $0.1 < R < 100\text{MQ}$ ）														

7. 品質及び外観

靴は、仕上げが良好で、形状が均整かつ堅固なもので、使用上有害な、傷、斑点、汚れ、その他著しく外観を損なうような欠点がないものとする。

8. 検 査

8.1 帯電防止性能検査

靴の帯電防止性能検査は、JIS T 8103 : 2010 の9. 1 に規定する試験方法によって抜取検査を行うと共に、JIS T 8103 : 1983 の第2試験方法によって全数検査を行う。

8.2 材料及び完成品検査

材料及び完成品についての検査は、合理的な抜取方式によって行う。

9. 包 装

靴は、1足ずつ個装箱に詰める。

10. 表 示

10.1 製 品

靴には、靴のサイズ、J I Sマーク、J I S認証機関名又はその略号、J I S規格による種類、J I S認証番号、製造業者名又はその略号、製造年月又はその略号等を表示する。

10.2 個装箱

靴の個装箱には、品名、靴のサイズ、J I Sマーク、J I S認証機関名又はその略号、J I S規格番号、J I S規格による種類、製造業者名又はその略号等を表示する。

11. 特種静電靴検査票

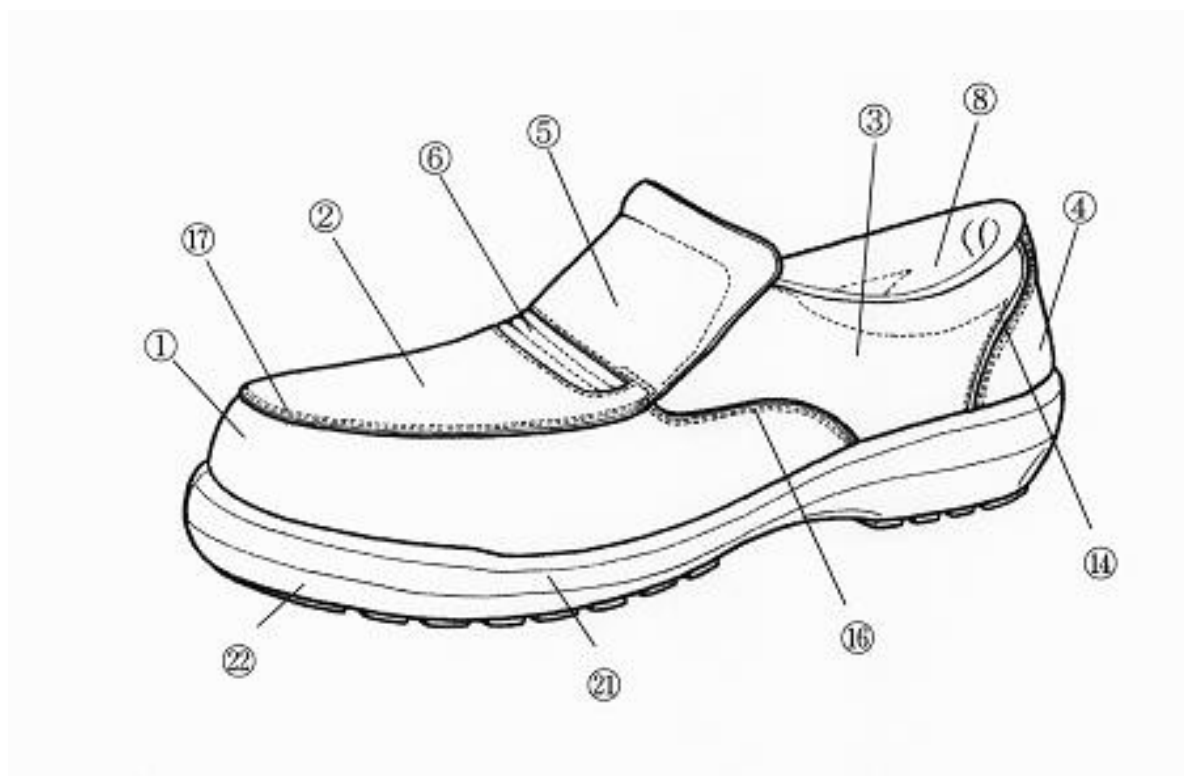
靴には、1足毎に特種静電靴検査票（裏面：注意事項）を添付する。

表－４

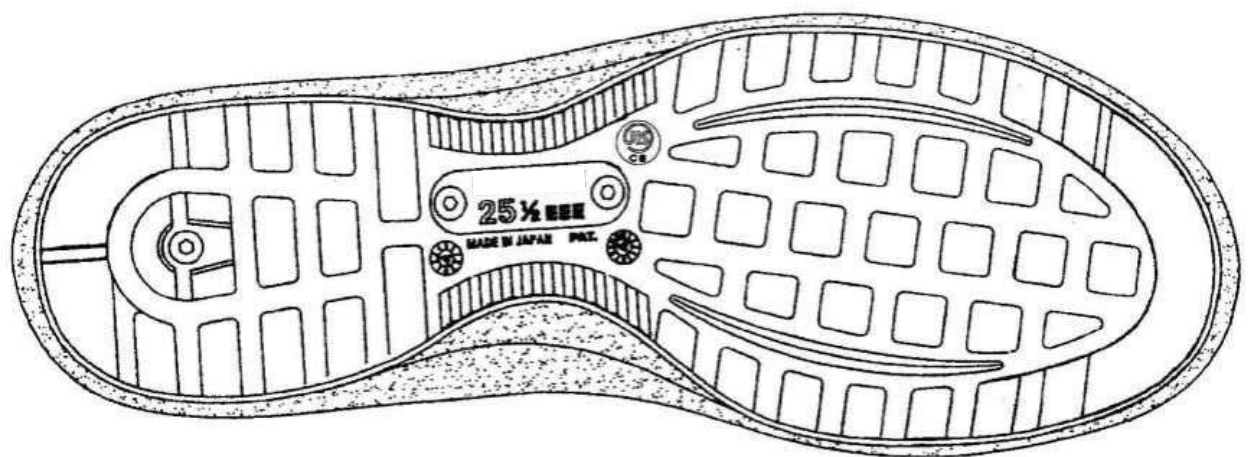
単位：mm

No.	名 称	使 用 材 料	備 考
1	先革	牛クロム銀付革 黒	厚さ１．７標準
2	モカ革	〃 〃	〃
3	腰革	〃 〃	〃
4	アウポケ	〃 〃	〃
5	べろ革	〃 〃	〃
6	甲部屈曲革	牛ソフト革 〃	厚さ１．１標準
7	先裏	合成材 グレー	
8	腰裏	〃 〃	
9	べろ裏	〃 〃	
10	履口クッション	スポンジ	厚さ１０．０標準
11	べろ裏クッション	スポンジ	厚さ３．０標準
12	甲部クッション	〃	厚さ２．５標準
13	甲ゴム	人絹博多織りゴム 黒	幅３０標準
14	アウポケ飾り	反射材 銀	
15	月形しん	再生革	
16	甲縫糸	合成繊維糸 黒	#２０番手相当
17	モカ糸	〃 〃	〃
18	中底	伝導性合成材	
19	先しん	強化樹脂製	
20	踏まずしん	合成樹脂シャンク	
21	表底（ミッド）	発砲合成ゴム 黒	静電配合
22	表底（アウト）	耐油性合成ゴム 〃	〃、表－２による
23	中敷	合成材／EVAカップインソール	導電構造、抗菌・防臭加工
24	名札	紙 白	３８×１５
25	インソール名札入れ	PVC クリア	
26	インソール名札縫糸	合成繊維糸 白	#２０番手相当

図－１ 外観（外側）



図－２ 底意匠



ただし、図による各部の形状は多少の相違を認めるものとする。

靴 上 編
書 様 仕

草加八潮消防局

仕 様

1 概要

この編上靴は、人体に帯電した静電気を靴底から漏洩させる構造とし、つま先部に樹脂製先芯を装着、さらに靴底に踏み抜き防止用の金属板を装備した長編上靴とする。

2 型式

形状及び性能はミドリ安全株式会社製 R T 7 3 8 F P - 4 静電（又は同等品以上。）とする。

3 形式

外甲ファスナー付き紐式長編上靴とする。

4 材質

本体は合成繊維及び人工皮革等で構成され、天然皮革等で補強を施したものとする。

5 品質及び外観

仕上げが良好で、傷、斑点、汚れ、その他著しく外観を損なうような欠点がないものとする。

別記

外部委託における情報セキュリティ遵守事項

1. 基本事項

草加八潮消防組合は、保有する情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持するため、消防組合が実施する情報セキュリティ対策の基本的事項を「情報セキュリティ基本方針」として定めている。また、当該セキュリティ対策の有効性及び効率性の確保を目的として、遵守すべき行為、判断等に関する基本的事項を「情報セキュリティ対策基準」として定めている。

消防組合の情報資産を取扱う業務の受注者は、当該基本方針及び対策基準の適用範囲に含まれることから、次の事項を遵守し、消防組合の情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持するよう努めなければならない。

2. 情報の分類

受注者は、原則として次の分類を行った上で、情報を保護すること。

消防組合保有情報	消防組合から貸与された情報のこと。
重要情報	消防組合から貸与された情報の内、個人情報、特定個人情報及び非公開情報を含む情報のこと。

3. 情報の保護

受注者は、次の対策に努めること。

共通	➤ 消防組合の承諾なしに、消防組合保有情報の一部又は全部を第三者へ提供することのない制御すること。
消防組合保有情報	➤ 消防組合保有情報を取扱う作業従事者を明確にし、その範囲内でのみ取扱うよう制御すること。 ➤ 消防組合保有情報を保管する場所は、作業従事者のみが取扱えるよう制御すること。 ➤ 契約満了時等で消防組合保有情報を消防組合へ返却する際は、受注者内にデータ等が残らないよう消去する手順が確立すること。 ➤ 消防組合保有情報を受注者のファイルサーバ等で電子データとして保有する場合、作業従事者のみがアクセスできるよう制御すること。 ➤ 消防組合保有情報を作業従事者が消防組合に無断で持ち出すことがないよう管理を徹底すること。 ➤ 消防組合保有情報を消防組合と電子メールでやり取りする場合、暗号化等の情報漏えい対策を行った上でやり取りすること。 ➤ 消防組合保有情報を運搬することがある場合、盗難及び紛失対策を行った上でやり取りすること。
重要情報	【<u>消防組合保有情報における制限に加えて</u>】 ➤ 業務従事者のパソコンは、関係者以外からの覗き見防止等の対策を行うこと。

	➤ 業務従事者が USB メモリ等の電磁的記録媒体を使って不正に情報がコピーされないよう適切に制御すること。 ➤ 業務従事者のパソコンは、OS 等を最新の状態とすること。ただし、システムの動作検証のため、過去のOSを使用する必要があるなど、理由がある場合については、この限りでない。 ➤ 業務従事者のパソコンは、盗難及び紛失時にデータが漏えいしないよう対策が施すこと。
--	--

4. ネットワークの強靱化対策

受注者は、重要情報を取扱う作業環境を様々な情報セキュリティリスクから保護しなければならない。また、特定個人情報を取扱う環境はインターネットから分離した環境を用意し、そこでのみ取扱うこと。その他、総務省が発行する「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン（以下「総務省ガイドライン」という。）」で示された基準を遵守すること。

5. 物理的セキュリティ

受注者は、原則として次の物理的対策を講じること。

管理区域	➤ サーバ等の機器を設置する場所は、管理区域とし管理すること。 ➤ 外部に通ずるドアは必要最小限とし、鍵、監視機能、警報装置等によって許可されていない立入りを防止すること。 ➤ 管理区域への入室は、入退室を許可された者のみに制限し、ICカード、指紋認証等の生体認証や入退室管理簿の記載による入退室管理を行うこと。 ➤ 管理区域に入室する場合、身分証明書等を携帯し、求めにより提示すること。 ➤ 当該情報システムに関連しない、または個人所有であるコンピュータ、モバイル端末、通信回線装置、電磁的記録媒体等を持ち込ませないこと。
装置のセキュリティ	➤ サーバ等の機器の取付けを行う場合、火災、水害、埃、振動、温度、湿度等の影響を可能な限り排除した場所に設置し、容易に取り外せないよう適正に固定する等、必要な措置を講じること。 ➤ 通信ケーブル及び電源ケーブルの損傷等を防止するために、配線収納管を使用する等必要な措置を講じること。 ➤ 電磁的記録媒体を内蔵する機器を受注者以外に修理させる場合、内容を消去した状態で行わせなければならない。内容を消去できない場合、管理責任者は、外部の事業者へ故障を修理させるにあたり、修理を行う事業者との間で、守秘義務契約を締結するほか、秘密保持体制の確認等を行うこと。
通信回線・機器	➤ ネットワークに使用する回線について、伝送途上に情報が破壊、盗聴、改ざん、消去等が生じないように十分なセキュリティ対策を実施すること。 ➤ 外部へのネットワーク接続を必要最低限に限定し、できる限り接続ポイントを減らすこと。

6. 人的セキュリティ

受注者は、業務従事者に対し必要な情報セキュリティ教育・トレーニングを行うこと。また、消防組合の求めに応じてその実施記録の提示を行うこと。なお、業務従事者に対し、異動、退職等により業務を離れる場合には、利用していた機器等を返却させるとともに、その後も業務上知り得た情報を漏らしてはならない旨を合意させること。

7. 技術的セキュリティ

受注者は、次の情報セキュリティ対策を行うこと。

アクセス制御	➤ 原則として、情報システム及びパソコンを使用する際は、業務従事者ごとに ID を発行すること。 ➤ 業務従事者の ID は、本人以外がアクセスできないよう認証方法は最良の方法を選択すること。
開発・導入	➤ 開発で用いる環境に対して、管理責任者の管理の元で適切な対策を行うこと。 ➤ システム開発の責任者及び作業者が使用する ID を管理し、開発完了後、開発用 ID を削除すること。 ➤ システム開発、保守及びテスト環境とシステム運用環境を分離すること。 ➤ 重要情報を、テストデータに使用しないこと。
不正プログラム対策	➤ 業務従事者が操作するパソコン等は、コンピュータウイルス等の不正プログラム対策ソフトウェアを導入し、パソコン等に常駐させること。 ➤ 不正プログラム対策ソフトウェアのパターンファイルは、常に最新の状態に保つこと。
不正アクセス対策	➤ 外部からの不正アクセス及び内部不正に備え、情報漏えいを防止するために必要な対策を講じること。 ➤ 不正通信、不正操作等を牽制するための必要な監視を行うこと。

8. 監査等への協力

受注者は、消防組合の求めに応じて立入検査等に応じること。

9. その他

受注者は、上記以外の基準が必要となった場合は、総務省ガイドラインを参照するとともに、消防組合と協議し対策を行うこと。

以 上